

Q1	<p>手引き(案)1-3 について、要領・基準・ガイドラインの部分ですが〔営繕工事電子納品要領〕となっています。</p> <p>弊社では媒体作成ソフト〔電設工事版〕を所有しています。</p> <p>確認として浜松市発注の工事は営繕工事電子納品要領に一本化すると考えてよろしいでしょうか？</p>	A1	<p>今回の「浜松市建築工事電子納品運用の手引き(案)」、「浜松市建築工事電子納品完成図作成要領(案)」および「浜松市建築工事電子納品写真作成要領(案)」は営繕系工事を対象とするものであり、その中に記載の無い事項について、国土交通省官房官庁営繕部の「営繕工事電子納品要領」を準用しているものです。</p> <p>従来からある土木系工事向けの「浜松市電子納品運用の手引き」は継続適用するので、土木系工事の電子納品に関しては「営繕工事電子納品要領」は適用されません。</p>
Q2	<p>H25 年度～H26 年度の 2 ヶ年度工事の場合(工事名称は平成 25 年度…です。)該当工事額であっても”対象外”になりますか？</p>	A2	<p>平成 25 年度は試行のため、発注時に指定したのみ電子納品対象としています。平成 26 年度発注物件から、金額によって対象範囲が決まっています。</p>
Q3	<p>CD 提出した成果品のチェックはどう行いますか？(土木等では機器等にてチェック、不備をチェック)</p>	A3	<p>工事担当職員が、CD の内容チェックをおこないます。検査は、電子納品物に対しては電子検査となります。</p>
Q4	<p>H25 試行にて某社製写真管理ソフトウェアを使用しました。このまま継続使用可能でしょうか？</p>	A4	<p>「浜松市建築工事電子納品写真作成要領(案)」で規定している基準に合致しているソフトウェアであれば可能です。</p>
Q5	<p>市販メーカーの CAD チェッカーで適合したレイヤーが国交省のチェックシステムでは不適合となります。</p> <p>推奨している CAD システムなどありましたら、また他の事業者で実績のあるものがありましたら教えていただきたいと思います。</p>	A5	<p>国土交通省官房官庁営繕部の「電子成果品作成支援・検査システム Ver3.0」の使用を基本とするので、完全互換した市販ソフトウェアであれば使用していただいて問題ありません。</p> <p>SXF 形式ファイルのレイヤー構成に関しては、国土交通省で定めたものとしていただきたいです。</p>
Q6	<p>運用次第で内容の見直しは検討されるのでしょうか？</p> <p>写真について 黒板(白板)を写し込まない写真には TXT ファイルをつけなくてははいけないですか。</p>	A6	<p>「浜松市建築工事電子納品運用の手引き(案)」、「浜松市建築工事電子納品完成図作成要領(案)」および「浜松市建築工事電子納品写真作成要領(案)」を適用していく中で、基礎となっている国土交通省官房官庁営繕部の基準が改定された場合、または実状と大幅に異なるようであれば、随時見直しをしていきます。</p> <p>原則、黒板(白板)が無い場合は説明文を添付してください。</p>